

## 令和6年4月1日以後開始事業年度等分 内国法人（グループ通算制度適用）用

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書		事業年度	：	法人名	別表六(八)
継支 続給 雇額 用に 者係 給る 与要 等件	各通算法人の 額の合計額 (別表一) 各通算法人の 支給額の合計 (別表一)	【No.44】 通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受ける ときには、4欄、8欄又は13欄のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除(別表六(九)、同付表) (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除(別表六(十二)、同付表二)			令六 ・四 — 以後終了事業年度分
	継続雇用者給与等支給増加割合 (1) - (2) (2) (((1) - (2)) < 0 又は (1) = (2) = 0 の場合は 0 )	3	全 額 に 係 る 要 件	前事業年度の対象年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表十八(二)「10の計」) (マイナスの場合 前事業年度の基準通算合計額 ((前事業年度の月数調合計))	10
	((3) ≥ 0.01)、((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0 )	4	該当・非該当	【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
国内 設備 投資 額に 係る 要件	各通算法人の国内設備投資額の合計額 (別表十八(一)「8の計」)	5	円	各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額を合計した金額 (別表十八(二)「11の計」) (マイナスの場合は 0 )	12
	各通算法人の当期償却費総額の合計額 (別表十八(二)「9の計」)	6			
	当期償却費総額基準額 $(6) \times 30 \text{ 又は } 40 \\ 100$	7			
	(5) > (7)	8	該当・非該当	(10) ≤ (12)	13 該当・非該当